

資料④< 1 >

自然環境保全地区の追加指定について

1. 自然環境保全地区とは

草津市では、「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、森林・池沼・河川等が所在するもののうち、良好な自然状態を維持している3,000㎡以上の面積を有する地域で、その保全を図ることが必要な地区、また、貴重な動植物の生息地で、これらの保護・繁殖を図ることが必要な地区を積極的に保全するために、『自然環境保全地区』として指定しております。

自然環境保全地区に指定されますと、工作物の新・改築、宅地の造成、土地の開墾、土地の形質を変更するなどの際に、届出が必要となります。市ではこの届出に基づいて、自然環境保全という観点から必要に応じて指導等を行います。

また、植林・維持管理等のための助成を行っております。

なお、現在までの指定状況は下記のとおりです。

【自然環境保全地区一覧表】

指定年月日	自然環境保全地区の名称	所在地
昭和61年 8月 7日	立木神社自然環境保全地区	草津4丁目
昭和61年 8月 7日	小槻神社自然環境保全地区	青地町
昭和62年 8月18日	熊野神社自然環境保全地区	平井3丁目
昭和63年 7月 8日	印岐志呂神社自然環境保全地区	片岡町
昭和63年 7月 8日	芦浦観音寺自然環境保全地区	芦浦町
平成 4年 4月20日	天神社（川原）自然環境保全地区	川原4丁目
平成 4年 4月20日	老杉神社自然環境保全地区	下笠町
平成 4年 4月20日	天神社（木川町）自然環境保全地区	木川町
平成 4年 4月20日	山田正八幡宮自然環境保全地区	北山田町
平成 4年 4月20日	治田神社自然環境保全地区	南笠町
平成 6年 4月15日	新宮神社自然環境保全地区	野路6丁目
平成 6年 4月15日	若宮八幡神社自然環境保全地区	西矢倉3丁目
平成 6年 4月15日	八幡神社（追分）自然環境保全地区	追分5丁目
平成 6年 4月15日	八幡宮神社（馬場町）自然環境保全地区	馬場町
平成 6年 4月15日	十二将神社自然環境保全地区	山寺町
平成24年 3月 1日	鞭崎神社自然環境保全地区	矢橋町

2. 諮問事項

大宮若松神社においては、当初より行っておりました候補地の選定の中で、当該地区の社寺林が上記指定要件を満たしており、保全地区へ追加指定することについて、このたび、所有者および管理者から同意を得られたことから、追加指定を致したくご審議願います。